

宇部市公式 SNS「U-best」（市政情報）運用規程

令和 7 年 4 月 1 日

（目的）

- 1 SNS が持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、市民が宇部市の様々な市政情報をタイムリーに入手できるよう、SNS を活用して情報発信することを目的とする。

（適用）

- 2 本規程は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインに基づき、SNS を利用して情報発信する際に適用する。

（アカウント情報）

- 3 広報広聴課にアカウント管理担当者（以下「担当者」という。）を置き、各アカウントの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

（1）Facebook

アカウント名：U-best（うべすと）【山口県宇部市公式】

ユーザー名：@ubest

URL：https://www.facebook.com/ubeiju

（2）X

アカウント名：U-best（うべすと）【山口県宇部市公式】

ユーザー名：@Ubest_ubecity

URL：https://x.com/Ubest_ubecity

（3）Instagram

アカウント名：U-best【山口県宇部市公式】

ユーザー名：@ubestubecity

URL：https://www.instagram.com/ubestubecity/

（4）YouTube

アカウント名：U-best うべすと

URL：https://www.youtube.com/@u-best_ubecity

（発信内容）

- 4 原則、次に掲げる情報を発信する。
 - （1）宇部市が実施する事業の情報
 - （2）宇部市が主催・共催しているイベント等の情報
 - （3）その他、市政推進に関する情報

（意思決定）

- 5 情報発信については、原則として、情報セキュリティ管理者（各課等の長）の承認を必要とする。

(情報発信)

- 6 各アカウントからの情報発信は原則として広報広聴課の担当者が行う。ただし、次に掲げるものは、SNS の特性や情報発信の即時性を考慮し、各課等において情報発信できるものとする。
- (1) 既に一般に周知されている事項について再度、発信する場合
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果等について情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合

(対応時間)

- 7 執務時間内(宇部市の休日に関する条例(平成2年条例第15号)第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで)に投稿する。ただし、広報広聴課長が必要と認めたときは、この時間帯以外にも投稿することができる。

(著作権)

- 8 各アカウントに掲載する個々の情報(動画、キャプションの文章など)に関する知的財産権は、当市または正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合及び宇部市公式 SNS 上での「シェア」機能等の使用による転載などを除き、無断で複製・転載してはならない。また、「引用」などを行う際は、必ず出所を明示する。

(アカウントへのコメント)

- 9 各アカウントに対するコメント(意見や反応等)については、原則として返信コメントしないものとする。また、次の各号に該当すると思われるコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく削除又は非表示の措置を行うことができる。
- (1) 公序良俗又は法令に反し、又はそのおそれのある内容
 - (2) なりすまし、虚偽又は詐称の内容やミスリーディングにつながる内容
 - (3) 建設的な議論を妨げる内容
 - (4) 第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容
 - (5) スпам行為
 - (6) 著作権、商標権など、市又は第三者の権利を侵害する内容
 - (7) 政治活動、選挙活動、宗教活動
 - (8) 自己の商品、店舗、会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
 - (9) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
 - (10) わいせつ表現等を含む不適切な内容
 - (11) 名誉、信用を傷つける内容
 - (12) 他の利用者が不快と感じる内容
 - (13) その他公式 SNS の運営にあたり不適切と判断した内容

(宇部市公式ウェブサイトへの表示)

- 10 広報広聴課は、なりすましでないことを証明するため、各アカウントのリンクを宇部市公式ウェブサイト上に掲載する。また、この運用規程も同じく掲載する。

(なりすましへの対応)

- 11 広報広聴課は、各アカウントになりすましたアカウント及び公式なものと誤解を招くアカウントを発見した場合は、宇部市公式ウェブサイト等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 12 各アカウントでの個人情報の収集・利用・管理については、「個人情報保護法」に基づき、次のとおり適切に取り扱う。
- (1) 個人情報とは、SNS を通じて宇部市が提供を受けた、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
 - (2) SNS を通じて宇部市が個人情報を収集する際は、利用者の意思による情報の送信・提供によることを原則とする。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示する。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行う。
 - (3) 収集した個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用する。個人情報は、本人の同意がある場合など法令で定める場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供することはしない。
 - (4) 収集した個人情報については、「宇部市情報セキュリティ対策基準」に基づき厳重に管理する。保存の必要のなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄または消去する。

(免責事項)

14 免責事項について

- (1) 各アカウントの投稿内容については細心の注意を払って行っているが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。
- (2) 宇部市は、利用者がアカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 宇部市は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負わない。
- (4) 宇部市は、上記（1）から（3）の他、アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 宇部市は、アカウントの内容を、予告なく変更、見直しを行い、または運用の中止を行う場合がある。

(協議事項)

- 15 この運用規程に定めていないものについては、広報広聴課長と担当課等の長が協議して定めるものとする。